

麓、旭駅前寄贈の水銀灯  
 九州電力鳥栖営業所(西坂権助所長)は、電気記念日にちなみ、肥前麓駅前と肥前旭駅前に200ワット水銀灯(合計11万円)を寄贈されました。

## 建築基準法が変わりました

### 用途地域(都市計画法)も8地域に

建築基準法は、昭和26年制定以来20年にわたり、建築規制の根幹をなす法律として重要な役割を果たしてきました。しかし最近の著しい社会情勢の変化、建築技術のめざましい進歩などにより、実情に添わない点が出てきたため、去る第63国会で、一部を改正する法律が成立し、46年1月1日施行になりました。また建築基準法の一部改正に伴い都市計画法の

一部が改正され、都市計画区域内の4用途地域が、8用途地域に細分されることになりました。

鳥栖市は、昭和38年、用途地域の指定を受け、市の中心地域は住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域にわけられていますが、法改正に伴い、当然これを8地域に変更しなくてはなりません。このように、わたしたちに身近な法律

ですからその改正内容のあらましを説明しましょう。

#### 1. 違反建築に強い措置

違反建築物にたいしては、違反していることを示す標識が設置され、工事の中止、建築物の取り除き、移転などの措置が命じられ、命令に従わなかったときは代執行が行われます。

あわせて違反建築物の設計者、工事の請負人または宅地建物取引業者などは、営業の停止など強い措置を受けます。

#### 2. 防火基準を強化

耐火構造、または簡易耐火構造にしな

ければならない建築物の範囲が広がられました。また内装の仕上げ材が制限される建築物の範囲も広がりました。

#### 3. 非常用設備等の基準設ける

大規模建築物、特殊建築物等の排煙設備、非常用照明装置、換気設備、非常用昇降機などについて必要な技術的基準が定められました。

#### 4. 壁の遮音構造にも規定

長屋または共同住宅の壁のしゃ(遮)音構造について技術的基準が定められました。

## 住みよい町づくりに 用途地域を指定

私たちの日常生活は建築物と深くかかわりを持っていますが、ここ数年來、火災による人身事故、公害による生活環境の悪化等、私たちの住生活は周辺の建築物の用途や形態などに、多大な影響を受けるようになりました。そこで住みよい町づくりに用途地域指定がぜひ必要です。

用途地域は将来の理想的な土地利用の姿を実現するために、土地利用の現況と動向、開発計画、都市施設の整備状況等を考え、なお公害や災害を防止し、市民が快適な生活かできるよう定められるものです。

(1)第一種住居専用地域 低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域で、現行の住居専用地区で制限されている建築物のほか、大学、高等専門学校、各種学校、特殊浴場などが制限されます。

また建築物の高さも10%以下に制限され、原則として商業、工業地域に接しないことになっております。

(2)第二種住居専用地域 中高層住宅に

### 用途地域内の建築物の制限(×印は建てられない)

| 地域      | 第一種住居専用 | 第二種住居専用 | 住居地域 | 近隣商業地域 | 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用 | 第一種住居専用 | 第二種住居専用 | 住居地域 | 近隣商業地域 | 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用 | 第一種住居専用 | 第二種住居専用 | 住居地域 | 近隣商業地域 | 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用 |  |
|---------|---------|---------|------|--------|------|-------|------|------|---------|---------|------|--------|------|-------|------|------|---------|---------|------|--------|------|-------|------|------|--|
| 第一種住居専用 | ×       | ×       | ×    | ×      | ×    | ×     | ×    | ×    | ×       | ×       | ×    | ×      | ×    | ×     | ×    | ×    | ×       | ×       | ×    | ×      | ×    | ×     | ×    | ×    |  |
| 第二種住居専用 |         | ×       | ×    | ×      | ×    | ×     | ×    | ×    |         |         |      |        |      |       |      |      |         |         |      |        |      |       |      |      |  |
| 住居地域    |         |         | ×    | ×      | ×    | ×     | ×    | ×    |         |         |      |        |      |       |      |      |         |         |      |        |      |       |      |      |  |
| 近隣商業地域  |         |         |      | ×      | ×    | ×     | ×    | ×    |         |         |      |        |      |       |      |      |         |         |      |        |      |       |      |      |  |
| 商業地域    |         |         |      |        | ×    | ×     | ×    | ×    |         |         |      |        |      |       |      |      |         |         |      |        |      |       |      |      |  |
| 準工業地域   |         |         |      |        |      | ×     | ×    | ×    |         |         |      |        |      |       |      |      |         |         |      |        |      |       |      |      |  |
| 工業地域    |         |         |      |        |      |       | ×    | ×    |         |         |      |        |      |       |      |      |         |         |      |        |      |       |      |      |  |
| 工業専用    |         |         |      |        |      |       |      | ×    |         |         |      |        |      |       |      |      |         |         |      |        |      |       |      |      |  |

係る、良好な住居の環境を保護するための地域とし、住居地域で制限される建築物のほか、工場、遊技場、旅館などが制限され、原則として工業地域に接しないことになっております。

(3)住居地域 低層、低密の住宅地で、居住環境の保全に努める必要のある区域

(4)近隣商業地域 近隣の住宅地に接しあるいは住宅地内に介在する小規模な商業地で、商業地域で制限される建築物のほか、キャパレーン、劇場、観覧場等が制限されます。

(5)商業地域 住宅地に接し、とくに商

業や娯楽事業などが盛んな地域、または将来そのようになるであろう地域。

(6)準工業、工業、工業専用地域 これらの地域は、工業の利便を増進するため地域で、用途の混在度合いから地域を定めることになっています。

## 公聴会、説明会ひらく

用途地域は次のようにして決められます。

まず市長があらましの原案を示して、公聴会や説明会を行ない、市民の意見を

聞き、その意見を反映したものを正式の案として、都市計画審議会に諮問します。

同審議会の答申を得た市長は、県知事に認可申請することになります。さらに県知事は都市計画地方審議会に付議して正式に承認することになります。この決定は告示され、図面や書類は市役所でいつでも見ることができるようになります。

くわしいことは鳥栖土木事務所または市役所建設課か都市計画課へおたずねください。

### 日本脳炎予防接種の日どり 時間(午後1時30分~同3時)

| 区分     | 第1回            | 第2回   | 町名  |
|--------|----------------|-------|---|
| 田代公民館  | 5月31日<br>6月1日  | 6月9日  | 田代島町 田代上町 田代新町<br>田代大宮町 田代外町 田代外町住宅<br>今町 田代本町 永吉町<br>袖比町 |
| 神辺町公民館 | 6月2日           | 6月10日 | 神辺町 神辺南地 蓋方町<br>吉賀町 河内町 柳団地                               |
| 基里公民館  | 6月3日<br>6月4日   | 6月11日 | 水屋町を除く基里地区  |
| 高田町公民館 | 6月7日           | /     | 水屋町 高田町 安楽寺町  |
| 麓公民館   | 6月8日           | 6月16日 | 宿町を除く麓地区  |
| 旭公民館   | 6月17日          | 6月25日 | 江島町 村田町 村田町住宅<br>江島町松原 幸津町 儀徳町<br>儀徳町住宅                   |
| 下野町公民館 | 6月18日          | /     | 下野町 三島町   |
| 鳥栖小体育館 | 6月21日<br>6月22日 | 6月30日 | 藤木町 元町 秋葉町<br>真木町 今町 藤木町<br>東通町 水通町 藤木町<br>鉄道宿舎           |
| 中央公民館  | 6月23日<br>6月24日 | 7月1日  | 本布津原町 本島橋町 中央区<br>宿舎 事業団宿舎 専売公社                           |
| 中央公民館  | 追加             | 7月9日  | 全地区   |

## 早目に受けよう 日本脳炎予防接種

日本脳炎に注意しなくてはならないころになってきました。日本脳炎は死亡率の高い恐しい病気が、さいわい、鳥栖市では最近1人も患者が出ていません。ことしも各家庭で蚊の捕獲など予防につとめて、日本脳炎を一步も近づけないようにしましょう。

同時に市は別表の日どりで予防接種を実施しますので、ぜひ接種して万全を期してください。体内に免疫ができるまでに約1か月かかりますので流行期になってあわてて接種しても効果がありませんから、ぜひ日どりに従って受けてください。

<初回免疫>

ことし初めて接種する人は2回接種しなくてはなりません。

<追加免疫>  
 昨年接種を受けた人はことし1回の接種ですみます。

<料金> 1人1回につき160円  
 <料金免除>

生活保護法の適用を受けている人および前年度分の市民税額が、均等割の世帯かつとめて、日本脳炎を一步も近づけないようにしましょう。

※乳幼児の接種は必ず母親か保護者がつれてきてください。

### 衛生課予防係

(電03111内線228)

おわび 紙面のつごうにより「ひとくち史話」、「買物じょうず」は休みましたのでご了承ください。

# 交通事故 被害者の座談会開く

鳥栖市交通安全対策協議会(会長一原市長)は、4月30日午後1時から、市役所会議室で、交通事故被害者の座談会を開きました。これは春の全国交通安全運動のひとつとして、初めて行ったもので事故に会った市民15人、県交通事故相談所長、鳥栖署交通課長、鳥栖地区交通安全協会、市連合青年団長が出席しました。被害者の体験はどれもこれも、わたしたちが、いかに危険にさらされているか改めて感じさせずにはおかないものばかりでした。二、三の体験談次に要約して、事故防止の指針にしたいと思っております。

## 指示速度を守れ

Aさん(51歳) およそ1年の間に2回も事故に会いました。どちらも相手の安全不確認によるものです。私はいつもバイクの安全運転をしています。だれもかわたしのように法規を守ってはいないですね。とくに車は、必ず指示速度

を守ってほしいものです。2つの事故のうち1つは、相手が譲歩で、十分納得の行く話がつきましたが、もう1つの方は2年近くになるというにまだ補償など解決していません。

Bさん(62歳) わたしが事故に会ったところは、見通しもよく車もいつも、ものすごいスピードで走っています。これを自転車でも、手で右折の合図をしながらから曲がり込んだとき、後続の車に飛ばされました。幸い、頭を打っただけで、3



自転車乗りの右折の場合は、合図でなく、自転車を降りて左右の安全を確認のうえ、横断するよう心がけましょう。(5月1日旭地区老人クラブの交通安全教育で)

週間の治療ですみました。

## ルール無視多い自転車

Cさん(66歳) バス停でバスを待っていて自転車をおっつけられ、左ヒザの血を割りました。加害者は年輩の人で、5人づれの最後から2番目の自転車でした。自転車はだれでも、すぐ乗れるので安易に考えられているようですが、自転車に乗る人も、十分注意してほしいものです。

## 車のライトに目がくらみ…

Dさん(61歳) 薄暮、自転車で県道を帰宅していました。下り坂で前方からくる自動車のライトに目がくらみ、左端

事故に会ったら、市の交通事故相談係(総務課内)や、県の交通事故相談所で相談しましょう。いつでも相談を受けていますが、毎月第2水曜日には、県の相談所から、鳥栖市役所に出向いて、相談にのっています。相談は無料です。

には側溝があるから危いと、右にハンドルを切ったところ、右側の側溝に落ち込み、数時間、気絶していました。後日、傷口が化のうして破傷風になり、20日間入院しました。自転車のライトが故障していましたので、無灯火だったのは悪かったと思いますが、側溝にはフタをつけてほしいですね。

## ヘルメットで命拾い

Eさん(59歳) バイクに乗り25~30km/h程度の速度で、停車中の自動車追い越そうとしたところ、対向の軽四輪と衝突し転倒しました。目じりのけがと足の親指骨折で50ほど入院しましたが、もしヘルメットをかぶっていなかったら、と思うとぞっとします。

## 浄水場など公開水道週間の行事

6月1日から7日までは、水道の理解と普及をはかる「水道週間」として全国でいろいろな行事が行われます。鳥栖市では次のような計画をたてていますので市民みなさんのご協力をお願いします。行事のくわしいことは追ってお知らせします。

- ①浄水場を一般に開放
- ②小、中学生の書道展、標語募集
- ③写真展
- ④一日水道課長
- ⑤講演会
- ⑥修繕セット販売

水道課業務係 (内線312)

## 鳥栖市剣道大会

5月23日、北小で

鳥栖市剣道連盟主催の第2回鳥栖市剣道大会が5月23日(日)午前9時から、鳥栖北小学校体育館であります。参加資格は、市内の小中学生・市内居住の高校生、大学生・市内高校の在校生・市内居住または市内勤務の一般社会人。試合は団体と個人があります。くわしくは、連盟事務局、古賀町418の30 西村虎治さんへおたずねください。

・民謡盆おどり講習会 5月25日午後1時~5時、中央公民館(木町三丁目)  
・鳥栖五流会による謡曲大会 5月30日午前9時~午後4時、中央区会館(古野町)

## 保健所の健康相談案内

| 時間 | 午前9時~11時             | 午後1時~3時          |
|----|----------------------|------------------|
| 月  | 一般健康相談<br>心電図測定      | 集団検診             |
| 火  | 乳幼児の健康相談             | 肢体不自由児相談<br>集団検診 |
| 水  | 集団検診                 | 精神衛生相談<br>集団検診   |
| 木  | 休診                   | 休診               |
| 金  | 一般健康相談<br>集団検診       |                  |
| 土  | 妊産婦健康相談 (午前9時~10時受付) |                  |

※心電図測定は、月曜の午前10時までにおいでください。

## 鳥栖環境開発総合センターと改名

市の委託でゴミ集めと尿のくみとり作業をしている鳥栖衛生興業は、このほど鳥栖環境開発総合センターと社名を変更しました。取締役社長は宮原康司さん。電話は⑩4069です。

## 初月給から5,000円寄付

市内の会社に就職した青年から、匿名で、初月給の一部5,000円、市社会福祉協議会に届けられました。

柳団地に囃子員を新設 昨才治郎さん

## 寄 付

ありがとうございます

## 香 典 返 し

社会福祉協議会へ  
 山浦町司トヨさん  
 藤木町中原賢雄さん  
 元町濱田正輝さん  
 岡城上町松隈庄助さん  
 神辺町成富正夫さん  
 大正町草野亮治さん  
 永吉町古川次雄さん  
 園田代外町谷口徳次郎さん  
 西井町新田政春さん  
 園田代大宮町岡敏見さん  
 秋葉町一丁目大久保正利さん  
 東町八谷九郎さん  
 藤木町石丸与三郎さん  
 元町松雪ミサさん  
 本鳥栖町内田隆二さん  
 育英資金へ  
 藤木町中原賢雄さん  
 儀徳町小田一男さん  
 東町栗谷喜代四郎さん  
 元町河野武さん  
 藤木町安原正夫さん

老人福祉センターへ  
 元町濱田正輝さん  
 大正町阿賀正人さん  
 神辺町成富治さん  
 東町吉家清俊さん  
 秋葉町高田ウメさん  
 元町吉沢市作さん  
 神辺町天木フデさん

福祉資金へ  
 曾根崎町原康輝さん  
 比町藤田求さん  
 曾根崎町笠敏さん  
 学校へ  
 中原町古賀放彦さんから  
 小へ  
 養父町天木茂春さんから  
 麓小へ  
 江島町齊藤隆義さんから  
 旭小へ

一般寄付  
 ①ガラスケース入り人形(3万円)…市立保育所小鳩園後援会(代表・中原昌登さん)から同園へ  
 ②5万円…株式会社サンバードレイン(代表取締役・今泉雄さん)から特殊教育用備品購入費として  
 ③テレビ1台・テープレコーダー(合計5万9,000円)…旭地区婦人会(代表・豊嶋秀子さん)から旭小学校へ  
 ④簿記ソフト1台(15万8,000円)…鳥栖中学校第24回卒業生から同校へ  
 ⑤テント2張(4万4,000円)…同校第24回卒業生から同校へ  
 ⑥引幕1張(2万3,000円)…白鳩園後援会(代表・米倉正芳さん)から同園へ

社会福祉協議会へ  
 ⑦5,180円…藤地区青年団(代表・松隈文雄さん)  
 ⑧1,000円…曾根崎町崎武喜さん  
 ⑨1,500円…匿名で

## 世帯更生資金を貸します

### 世帯更生資金の貸付一覧表

| 資金の種類     | 貸付限度                          | 償還期限 |
|-----------|-------------------------------|------|
| 更生資金      | 生業費 200,000円以内                | 6年以内 |
|           | 支度費 25,000円<br>技能習得費 月額3,000円 |      |
| 身体障害者更生資金 | 生業費 200,000円                  | 8年以内 |
|           | 支度費 25,000円<br>技能習得費 月額3,000円 |      |
| 生活資金      | 生活費 月額7,500円                  | 5年以内 |
|           | 出産費 10,000円<br>葬祭費 8,000円     |      |
| 住宅資金      | 改修費 200,000円                  | 6年以内 |
|           | 転宅費 18,000円                   |      |
| 修学資金      | 修学費 月額1,500円                  | 8年以内 |
|           | 就学支度費 3,000円<br>25,000円       |      |
| 療養資金      | 100,000円                      | 5年以内 |
| 災害援護資金    | 150,000円                      | 6年以内 |

佐賀県社会福祉協議会は、左表のような世帯更生資金をお貸ししています。ご希望の場合は、民生委員さんを通じて、鳥栖市社会福祉協議会に申し込んでください。貸付利率は修学資金は無利子、そのほかは年3%。すえ置き期間は無利子です。

1. 更生資金と身体障害者更生資金のうち、生業資金は必要と認められれば、400,000円まで借ることができる。また同じく出産費は20,000円まで、療養資金は150,000円まで借れる。
2. 修学費は必要と認められれば、高校3,000円、短大5,000円まで。
3. 資金ごとに6か月か1年のすえ置き期間がある。

<交通安全年間スローガン> 「まだ渡れる」は「もう危ない」